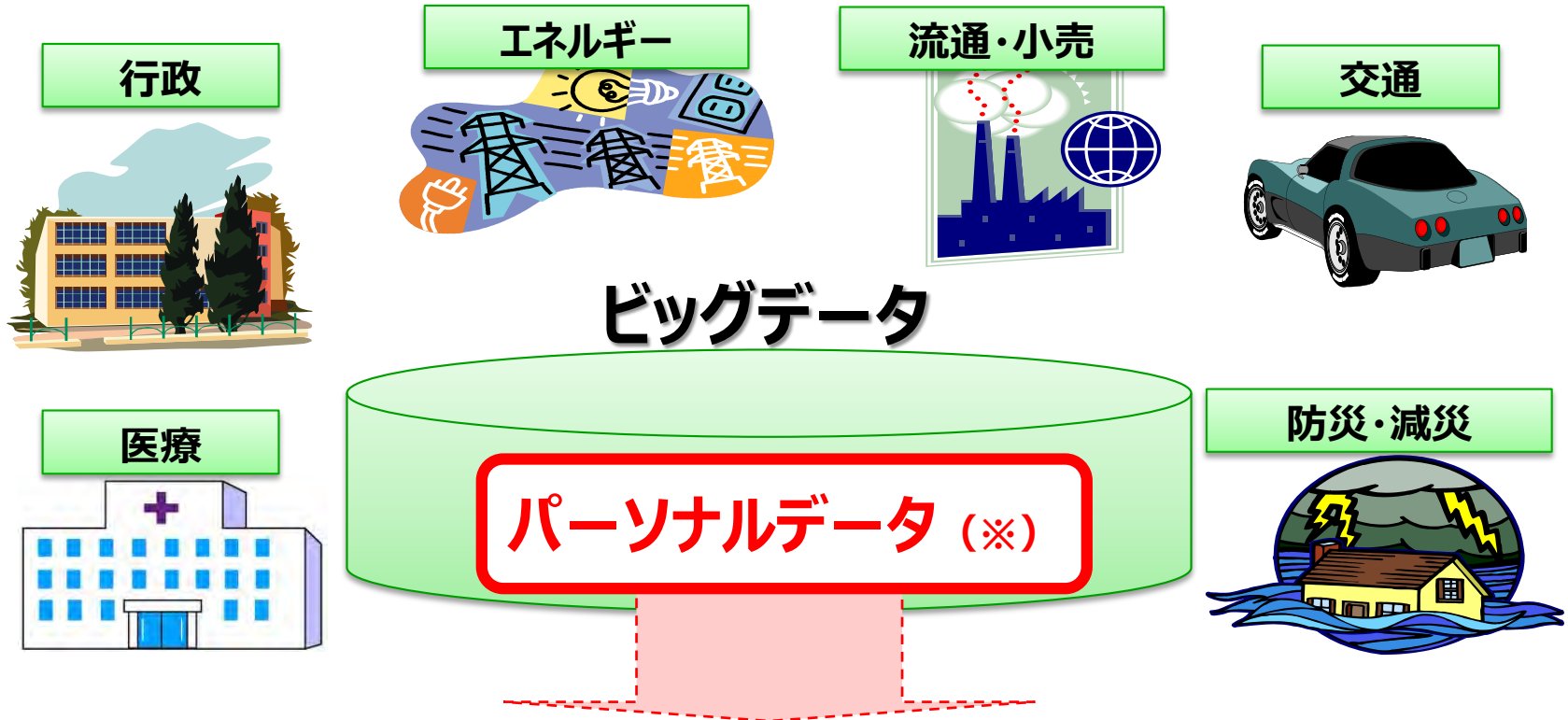


1. 我が国におけるIT戦略の取組

● 制度改正の背景と課題



プライバシー保護にも配慮したパーソナルデータ利活用のためのデータ利用環境整備が喫緊の課題

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

1. 我が国におけるIT戦略の取組

● 個人情報保護法の改正：背景と課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

1. 我が国におけるIT戦略の取組

● 個人情報保護法の改正の概要

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

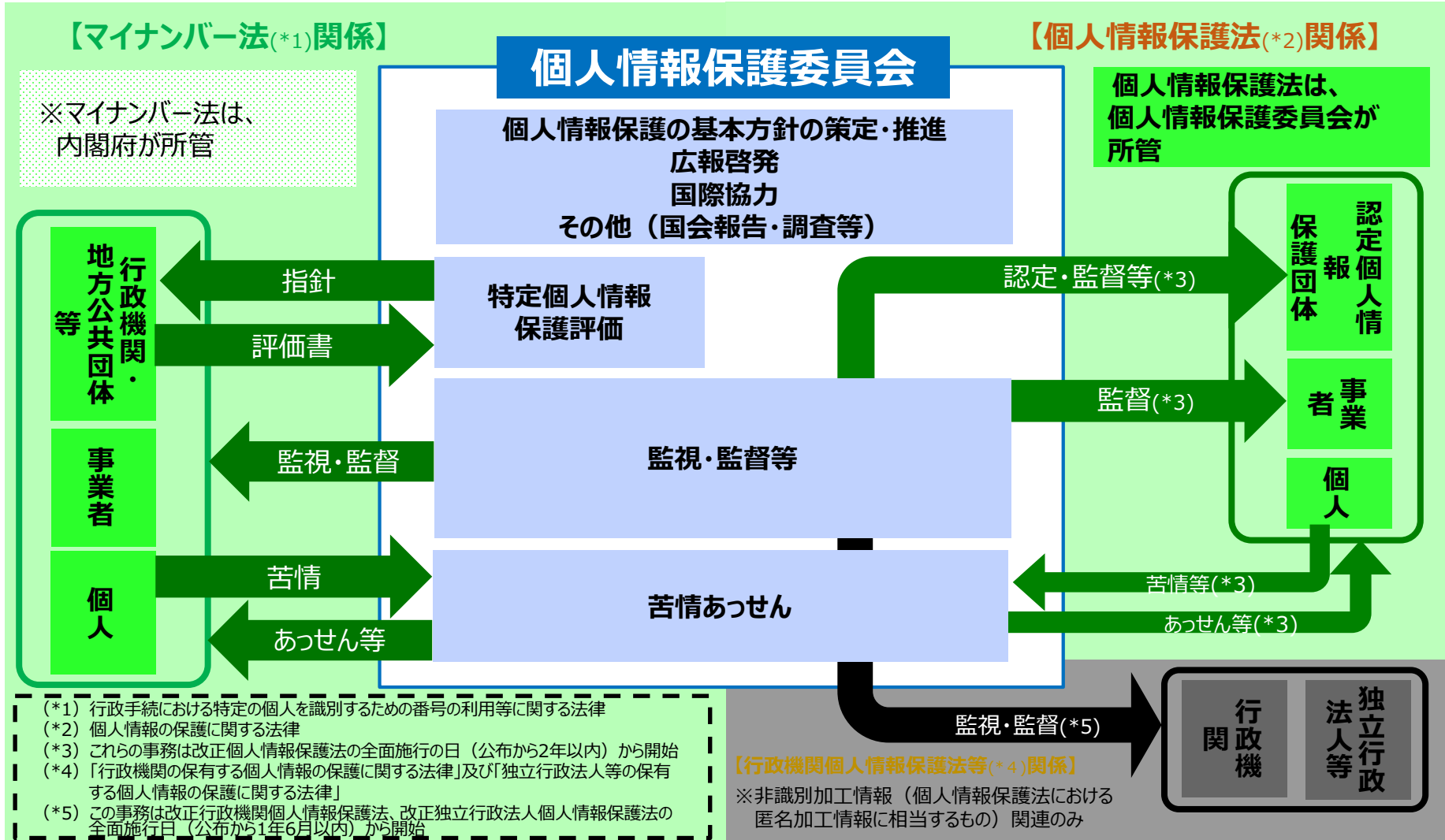
- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。
（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

1. 我が国におけるIT戦略の取組

● 個人情報保護委員会の所掌事務



1. 我が国におけるIT戦略の取組

官民データ活用推進基本法

平成26年11月6日 成立

世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画について

〔平成29年5月30日
閣議決定〕

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を別冊のとおり定める。

これに伴い、世界最先端IT国家創造宣言（平成28年5月20日閣議決定）は、廃止する。

1. 我が国におけるIT戦略の取組

官民データ活用推進基本法制定の背景

超少子高齢社会における諸課題の解決

データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出
データに基づく行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の改革

サイバーセキュリティ基本法

データ流通における
サイバーセキュリティ強化
(平成26年制定)

①

データ流通の拡大
AI、IoT関連技術の開発・
活用促進

②

個人情報保護法

パーソナルデータを安全
に流通させるため、**個人**
情報を匿名加工情報に加工し、**安全な形で自由に**
利活用可能とする制度創設
(平成27年改正)

原則ITによる効率化等

③

生成、流通、共有、活用される
データ量の飛躍的拡大

官民データ活用推進基本法

1. 我が国におけるIT戦略の取組

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）
 - ※1 電子的方式、磁気的方式その他の知識によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
 - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を及ぼすこととなるおそれがあるものを除く。
- ◆基本理念
 - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
 - ②**自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
 - ③**官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案**により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
 - ④官民データ活用の推進に当たって、
 - ・**安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等**が害されないようにすること（3条4項）
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**（3条5項）
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**（3条6項）
 - ・**多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**（3条7項）
 - ・**AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用**（3条8項）
- ◆国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）
- ◆法制上の措置等（7条）

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

第3章 基本的施策

- ◆行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆地方公共団体への協力（27条）

附則

- ◆施行期日は公布日（附則1項）
- ◆本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

1. 我が国におけるIT戦略の取組

基本理念

- 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
- 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（EBPM：根拠に基づく政策立案）
- 官民データ活用の推進に当たって、
 - ・ 安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
 - ・ 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での 情報通信技術の更なる活用
 - ・ 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための 基盤整備
 - ・ 多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の 基盤整備
 - ・ AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

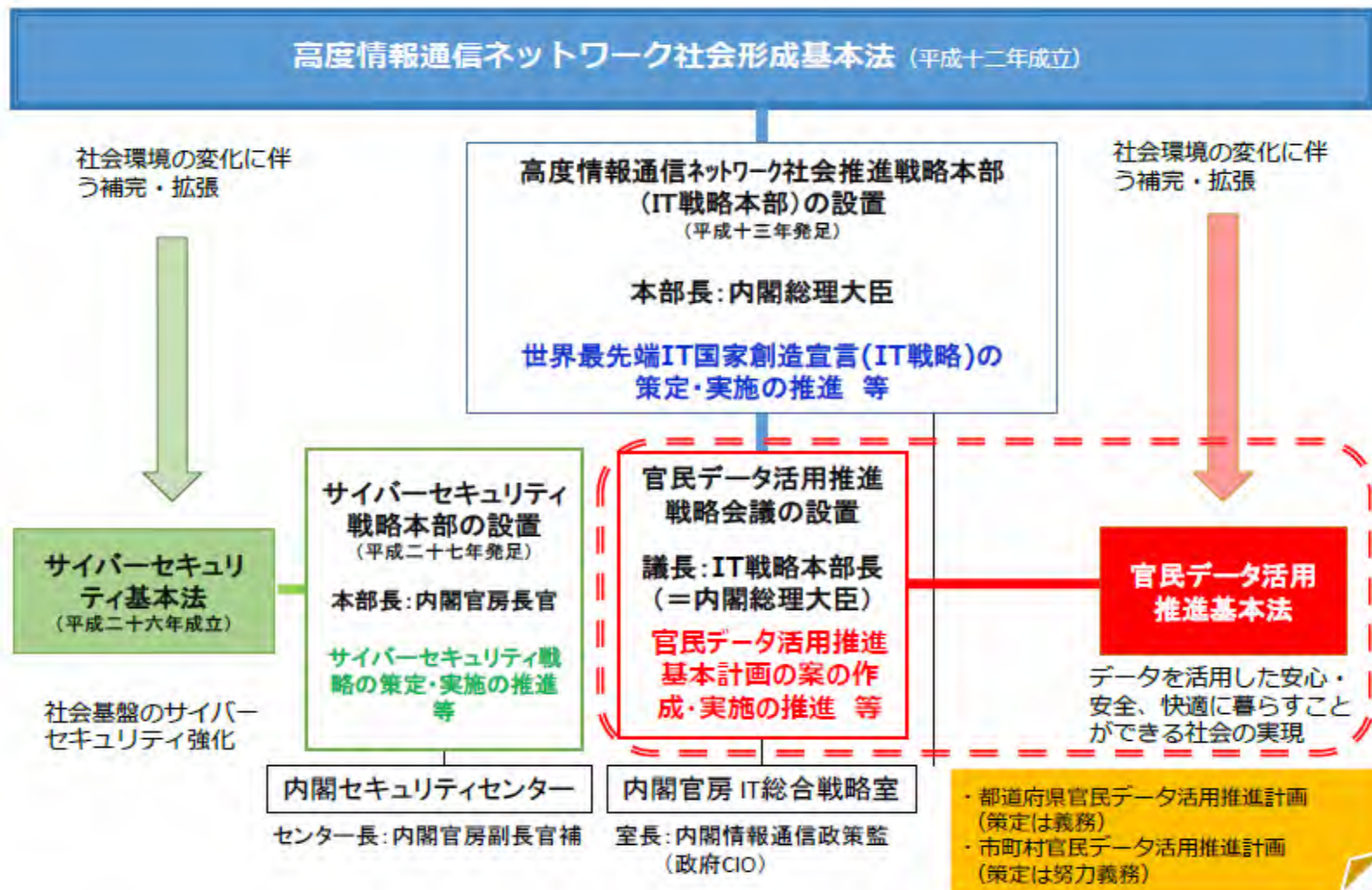
1. 我が国におけるIT戦略の取組

基本的施策

- (1) 手続における情報通信の技術の利用等について（オンライン原則）
- (2) 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータ）
- (3) 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（いわゆる情報銀行、データ取引市場）
- (4) 多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備（システム改革、BPR、標準化、サービスプラットフォーム）
- (5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）
- (6) マイナンバーカードの普及・活用計画、研究開発の推進、人材育成、普及啓発 等
- (7) 国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保 等

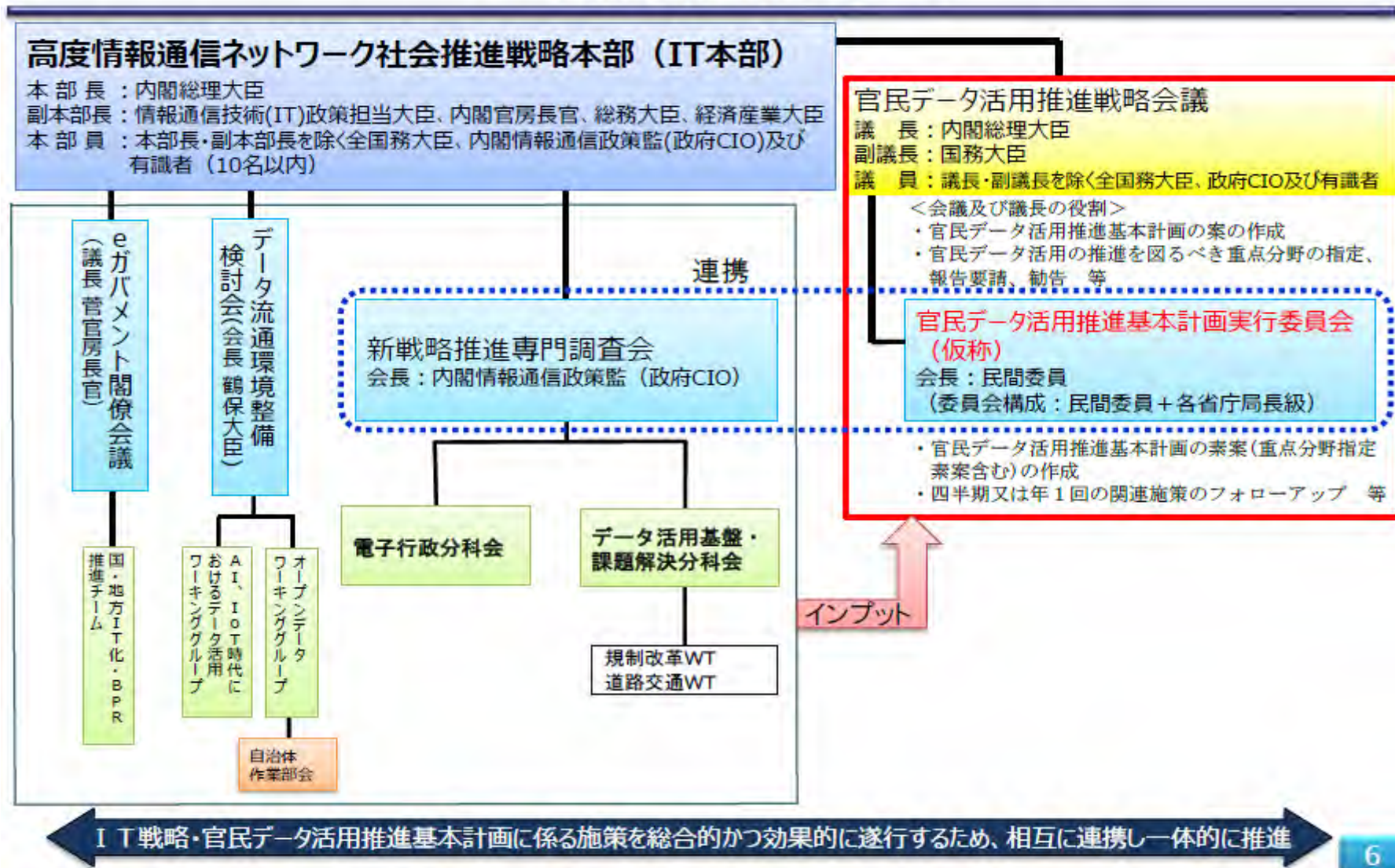
1. 我が国におけるIT戦略の取組

官民データ活用推進の体制整備：官民データ活用推進戦略会議の設置



1. 我が国におけるIT戦略の取組

IT本部の体制について



目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組
2. EUのトラストサービスの状況
3. 米国のトラストサービスの状況
4. 我が国のトラストサービスの状況
5. Society5.0へのトラストサービスの利活用
6. トラストサービスの国際連携構想

2. EUのトラストサービスの状況

● eIDAS規則

- 2012年6月草案公開 → 2014年9月発効

Regulation (EU) No910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC

electronic **I**dentification, **A**uthentication and **S**ignature Regulation
<電子署名指令：欧州議会及び理事会指令1999/93/EC>を上書き

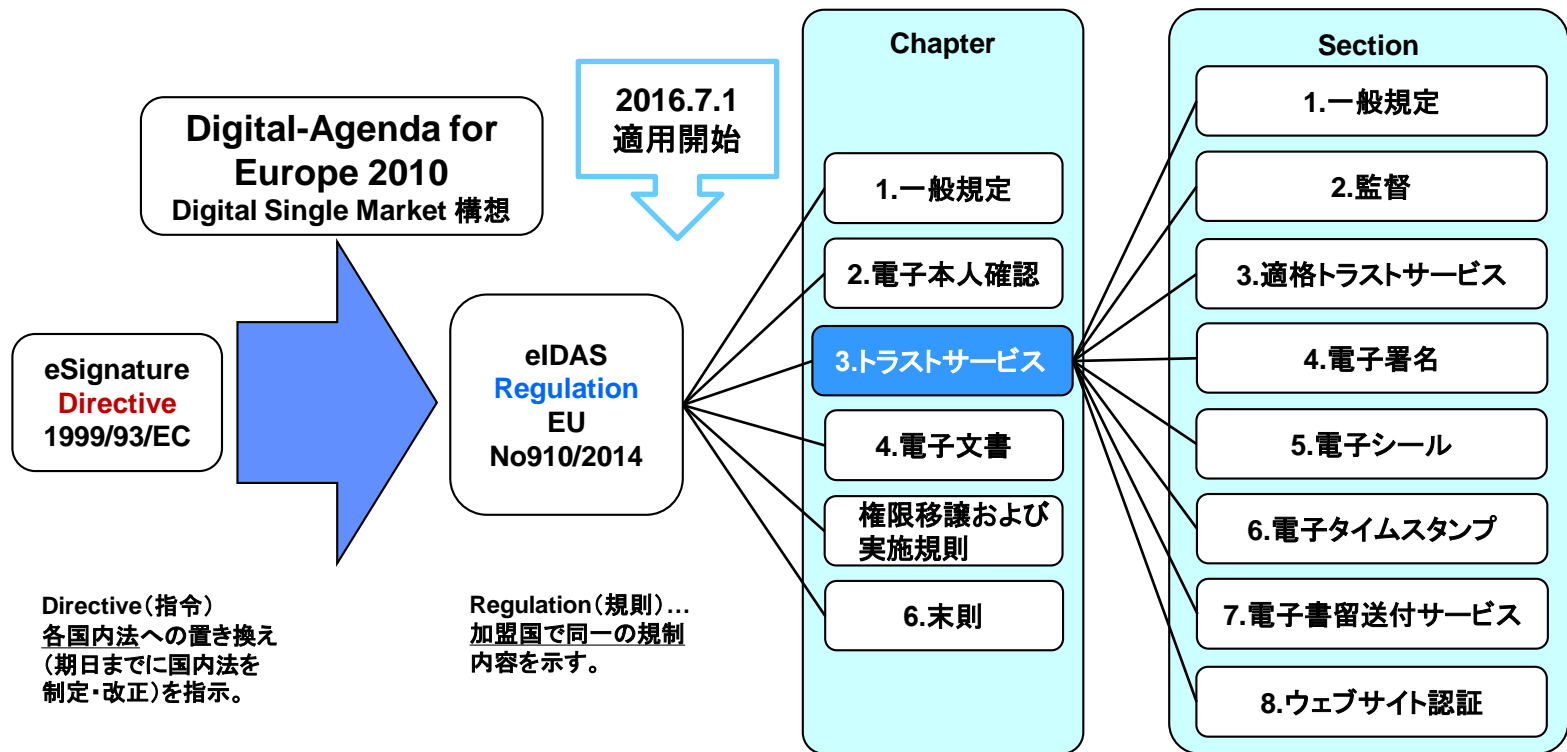
● 目的

- ① EUにおけるデジタル単一市場の形成
- ② 電子取引における信頼性確保と電子化の促進

Building trust in the online environment is key to economic and social development. Lack of trust, in particular because of a perceived lack of legal certainty, makes consumers, businesses and public authorities hesitate to carry out transactions electronically and to adopt new services.

2. EUのトラストサービスの状況

● 電子署名法指令からeIDAS規則へ



2018年10月現在 215 Q-TSP

2. EUのトラストサービスの状況

● eIDAS規則とトラストサービス



<https://ec.europa.eu/cefdigital/wiki/download/attachments/55887082/Validation%20of%20QES%20v2.00.pdf>

2. EUのトラストサービスの状況

● EUにおけるeIDカード

- チップへの格納情報
 - アイデンティティ情報
 - 券面記載情報（電子証明書に記載？）
 - 顔写真、2指の指紋
 - 認証用証明書
 - 署名用証明書
- eIDカードの機能
 - ① 身分証明書：対面での利用
 - ② EU域内でのパスポート：対面での利用
 - ③ オンラインでの認証・署名：
 - オンラインでは、行政サービス(MSP)、民間サービス(銀行、クレジット会社、保険会社、ショッピングサイト等。ただしANTSの認可が必要)での利用を想定。
 - 行政によって保証された個人データをカード内から官民のサービス提供者に送信可能。サービス提供者に送信するデータは仲介サービスによってフィルタリングされる。

